

(((伝建群だより)))

編集・発行 桐生市総合政策部伝建群推進室推進係
Tel 0277-46-1111(内線 346,639)
Fax 0277-43-1001
E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

平成20年10月15日発行 秋号 1

桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定

～9月の市議会にて正式決定～

桐生市に伝統的建造物群保存地区を設置することができる条例が、9月の定例市議会にて可決成立しました。条例の内容は、本町一、二丁目周辺区域などを伝統的建造物群保存地区として決定することができる各種手続きなどを定めたものです。

今後は、この条例に基づき保存審議会を設置し、保存区域の範囲や保存計画の内容などについて、審議して決めていきます。

本町一、二丁目地区伝統的建造物群保存対策調査を実施中

～東京大学や長岡造形大学が協力～

来年の3月末までの間、地区内の建物の再調査及び塀・祠・井戸・路地・水路などの工作物と環境物件の調査を、東京大学と長岡造形大学の協力により実施しています。

この調査の結果で明らかになった地区の状況は、保存区域の範囲や保存計画の基本方針などを決める際の大切な資料となります。

ぜひ、調査に対してご理解ご協力をお願いいたします。

今後の行事など (誰でも参加自由なものもありますので、お気軽にご参加ください。)

桐生新町ウォークラリー

本町一、二丁目を中心に、市民参加によるウォークラリーを開催しました。

10月5日(日)午後1時～

桐生市有鄰館(味噌・醤油蔵)集合出発

ご協力ありがとうございました

防災について考える住民懇談会

災害から地区に残る伝統的建造物を守るとともに市民の安全安心なまちづくりのために懇談会を開催します。

11月26日(水)午後6時30分～

本町一丁目集会所

桐生新町まちづくり塾

伝統的建造物群保存地区制度やまち並み景観などを題材にした研修会を8月から12月まで、月1回、計5回の予定で開催しています。

10月25日(土)午後1時30分～

11月22日(土)午後1時30分～

12月20日(土)午後1時30分～

会場はいずれも北公民館(研修室)

桐生新町まちづくりシンポジウム

「伝統的建造物を活用したまちづくり」をテーマに基調講演とパネルディスカッションを開催します。

12月7日(日)午後1時30分～

桐生市有鄰館(味噌・醤油蔵)

3日(水)から展示会も同時開催!

伝建群とは

正式には「伝統的建造物群」のことで、保存地区として、地域の歴史や文化を伝える貴重なまち並みを群として保存するため、昭和50年(1975)に文化財保護法に基づき、国や県、市町村が保存地区のまちづくりを支援する制度(伝統的建造物群保存地区制度)がつけられました。

歴史的景観の保全だけでなく、地域の環境や防災施設の整備など、暮らしやすい生活を創造し、次世代に継承していこう、という目的の制度です。

重要伝統的建造物群保存地区とは

市は、保存計画など具体的な整備方針をまとめ、保存地区を都市計画決定し、伝建地区として指定した後、国(文化庁)へ「重要伝統的建造物群保存地区(重伝建地区)」選定の申出をします。国はその申出に基づき、国にとっても特に価値が高いと判断されるものを「重伝建地区」として選定します。

「重伝建地区」では、建造物の修理や修景など、歴史的景観の維持・保全を図る事業に対して、国・県・市は、事業者にも補助金などの財政的支援と技術的指導を行います。

なお、建造物等の外観を変更(新築・増築・修繕・除去等)するときや土地の造成、樹木の伐採などを行う場合は、許可が必要となります。

現在(H20.6.9)、全国で83地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

歴史的資産が残る「本町一、二丁目周辺地区」

現在の本町一丁目～六丁目及び横山町は、江戸時代には初め荒戸新町、後に桐生新町と呼ばれていました。

徳川家康の領地となった桐生領を治めるために、代官大久保長安の手代大野八右衛門が派遣されました。桐生地域を発展させるためには、未開拓の南部の土地「荒戸原」と呼ばれていた久方村、荒戸村の一部を割いて町立てが必要だと考え、赤城森といわれていた現在の天満宮の地に、久方村の梅原天神を遷座し、ここを宿頭にして南へ一直線の道路を拡幅し、その両側に人々を住まわせる施策の実行に着手したのです。天正19年(1591)のことでした。本町六丁目までのまち並みが完成したのは慶長11年(1606)頃と考えられていますから、およそ15年かかったこととなります。

道路の両側の土地を間口6～7間、奥行き約40間に区割りし、これを一軒前として、支配下の各村から積極的に分家させたり、近郷から入植者を募ったりしたと考えられます。

梅原天神は旧桐生領54ヶ村の総鎮守とされたので、桐生新町はあたかも門前都市、政治都市を兼ねたような形ですが、幕藩体制下、大名が居住した封建都市とは全く異なり、他の町に比べると町に住む人が主体的に活動できた在郷町であったようです。

かつて、西の西陣、東の桐生といわれるほど、絹織物産業で栄えた桐生は、まち並みの成り立ちも深く関わっており、現在の本町一、二丁目周辺地区には歴史的建造物や創設当時の地割、まち並みを構成する環境物件など、江戸時代から今に至る歴史の姿が色濃く残っています。

伝建群を目指して

桐生市は、「本町一、二丁目周辺地区」に現存する歴史的資産を、市の貴重な文化的財産として後世に継承するために、絹織物産業で栄えた桐生の歴史を伝える地区として、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」に指定するとともに「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を目指します。

伝建制度やまちづくりについてご不明な点などがありましたら、市役所

(伝建群推進室)までお問い合わせ下さい。

必要な場合は、訪問してご説明いたします。